

第 1 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

1 月 29 日

平成30年第1回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成30年1月29日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成30年1月29日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	平成30年1月29日 午後1時53分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番			
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	5 番	垣 花 太 郎		
会 議 録 署 名 議 員	6 番	中 村 秀 克	7 番	中 村 勇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲		
	副 村 長	宮 平 真由美		
	総務・福祉課長	松 田 力		
	産業振興課長	中 村 悟		
	会 計 課 長	宮 平 壮一郎		

平成30年第1回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成30年1月29日午後1時30分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第1号～議案第4号まで）
4	議案第1号	専決処分の承認について（平成29年度座間味村一般会計補正予算（第8号））
5	議案第2号	専決処分の承認について
6	議案第3号	専決処分の承認について
7	議案第4号	工事請負契約について
8	発議第1号	相次ぐ米軍機の事故等に関する抗議決議
9	発議第2号	相次ぐ米軍機の事故等に関する意見書

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成30年第1回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後1時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 中村秀克議員及び7番 中村勇議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．議案第1号 専決処分の承認について（平成29年度座間味村一般会計補正予算（第8号））から議案第4号 工事請負契約についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

こんにちは。ことし初めての議会でございます。また、契約等あるいは財産の取得等々で本日は臨時議会を開かせていただくことになりました。忙しい中、開会をさせていただきます、まことにありがとうございます。

それでは私のほうから議案第1号から議案第4号まで説明をさせていただきます。

議案第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分した内容 | 平成29年度座間味村一般会計補正予算（第8号） |
| 2 専決処分の内容 | 別紙のとおり |
| 3 専決処分した日 | 平成29年12月21日 |
| 4 専決処分の理由 | 住環境の整備を図ることを目的とし、土地、家屋を早急に購入する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行った。 |

平成30年1月29日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

住環境の整備を目的として、土地、家屋を早急に購入する必要があった為、平成29年度一般会計補正予算（第8号）について専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

住環境の整備を図ることを目的とし、土地、家屋を早急に購入する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

平成29年12月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村一般会計補正予算（第8号）

平成29年度座間味村一般会計の補正予算（第8号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,461千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,252,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 繰 入 金		283,803	74,461	358,264
	2 基 金 繰 入 金	215,561	74,461	290,022
歳 入 合 計		2,178,266	74,461	2,252,727

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		564,098	74,461	638,559
	1 総 務 管 理 費	534,522	74,461	608,983
歳 出 合 計		2,178,266	74,461	2,252,727

議案第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

記

- 1 専決処分した内容 財産の取得
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成29年12月27日
- 4 専決処分の理由 青少年旅行村用地及び公共施設用地として早急に契約をする必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をおこなった。

平成30年1月29日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

青少年旅行村用地及び公共施設用地として早急に契約をする必要があった為、専決処分をしたので議会の承認を求めらる必要がある。

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、財産の取得について次のとおり専決処分をする。

所在地	地目	地 籍 (㎡)	金 額	取得の相手方	
				住 所	氏 名
阿真底原 157	宅地	1,004.00	36,144,000 円	宜野湾市大謝名 2丁目28番5号	株式会社 ビックス 代表取締役社長 新垣哲夫
阿真底原 157-2	原野	1,309.00	47,124,000 円		
計	2筆	2,313.00	83,268,000 円		

平成29年12月27日提出

座間味村長 宮 里 哲

議案第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 財産の取得
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成29年12月27日
- 4 専決処分の理由 住環境の整備を図ることを目的として、早急に売買契約をする必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行った。

平成30年1月29日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

住環境の整備を図る事を目的として、早急に売買契約をする必要があった為、財産の取得について専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、財産の取得について次のとおり専決処分をする。

所在地	地目	地籍 (㎡)	取得の相手方		取得金額
			住所	氏名	
阿嘉 49番地	宅地	278.53	座間味村字阿嘉98番地	中村 武雄	5,000,000円
計	1筆	278.53			

所在地	家屋番号 又は符号	種類	構造	床面積 (㎡)	取得の相手方		取得金額
					住所	氏名	
阿嘉 49番地	家屋番号 49番の1	旅館	鉄筋コンク リート造 陸屋根3階 建	1階 109.67 2階 166.79 3階 197.35	座間味村字 阿嘉98番地	中村武雄	65,000,000円
阿嘉 49番地	符号 1	浴室	鉄筋コンク リート造 屋根平屋建	13			

平成29年12月27日提出

座間味村長 宮里 哲

議案第4号

工事請負契約について

平成29年度座間味村（仮称）ビジターセンター外構工事について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第5項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 平成29年度座間味村（仮称）ビジターセンター外構工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 60,480,000円
(うち消費税4,480,000円)
- 4 契約の相手方 有限会社ザマミ建設
代表取締役 津波古 英孝
沖縄県南城市大里字古堅926-1

平成30年1月29日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

平成29年度座間味村（仮称）ビジターセンター外構工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提案する理由である。

以上、4議案よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4．議案第1号 専決処分の承認について（平成29年度座間味村一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分の承認について（平成29年度座間味村一般会計補正予算（第8号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第1号 専決処分の承認について（平成29年度座間味村一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5．議案第2号 専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第2号 専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6. 議案第3号 専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

この700万円は補正予算の700万円ですよろしいですね。補正の700万円と関連しているのではありませんか。土地購入とは別ですか。済みません、7,000万円。桁が違いました。これの関連ですね。議案第2号はまだ契約の段階ということで、お金のやり取りは今のところないですね。とりあえずこの7,000万円は、はい、わかりました。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。2番 宮平讓治議員。

○ 2番(宮平讓治議員)

お疲れさまです。今回の1号議案から3号議案、土地、建物に関する問題ですが、今回は結果、いい形で解決できたと思いますが、ちょっと休憩お願いします。

○ 議長(宮里祐司)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(宮里祐司)

再開します。

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第3号 専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7. 議案第4号 工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

ありきたりの質疑ですけれども、この入札による契約となっていますけれども、業者は何業者ぐらい参画されたのですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎会計課長。

○ 会計課長（宮平壮一郎）

ビジターセンターについては、私のほうで回答させていただきます。今回7社を選考させていただきました、2社辞退でした。5社による入札の競争で落札となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございました。大変大事な外構工事ですので、きちんと目を配ってしっかりした足場固めをしてください。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第4号 工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 発議第1号 相次ぐ米軍機の事故等に関する抗議決議についてを議題とします。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号 相次ぐ米軍機の事故等に関する抗議決議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって発議第1号 相次ぐ米軍機の事故等に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

発議第1号

平成30年1月29日

座間味村議会

議長 宮里祐司 殿

提出者 座間味村議会

議員 中村秀克

相次ぐ米軍機の事故等に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

相次ぐ米軍機の事故等に関する抗議決議

今年1月6日午後4時ごろ、米軍普天間飛行場所属のUH1Yヘリコプターが、うるま市与那城伊計の海岸に不時着、現場は地元住民や漁業従事者が日常的に利用している場所で民家も近く、付近には石油貯蔵施設が所在しており、一歩間違えば大惨事になり兼ねない。

また、2日後の1月8日午後4時45分ごろには、同飛行場所属のAH1Z攻撃ヘリコプターが読谷村儀間の一般廃棄物最終処分場の敷地内に不時着する事故が発生し、現場は民家や大型リゾートホテルに近接していることから地域住民をはじめ訪れる多くの観光客に不安を与えると共に、観光地としてのイメージダウンに繋がる事は言うまでもない。同じ観光地として本村も決して対岸の火事として見過ごす事は出来ない。

さらに1月23日午後8時ごろ、本村から西に20kmの位置にある渡名喜村において、米軍普天間飛行場所属のAH1Z攻撃ヘリコプターが急患搬送用ヘリポートに不時着した。現場は村立幼稚園、小・中学校から約300メートルしか離れておらず、一歩間違えれば人命を脅かしかねない重大な事故に繋がる恐れがあった事から、地元住民をはじめ、隣村である本村住民に与えた衝撃は計り知れない。

本村議会では、米軍機の事故等に対しこれまで幾度も再発防止を強く要請してきたところであり、昨年12月13日に発生したCH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関しては、米軍の安全管理体制等について厳しく指摘するとともに、保育園、学校、病院、住宅などの民間地上空での普天間飛行場所属の米軍機の飛行・訓練の中止を強く求めたばかりである。それにもかかわらず、またしてもこのような事態が発生したことは人命にかかわる重大事故につながりかねないものであり、強い憤りを禁じ得ないことから、在沖米海兵隊の撤退を求める声が多い。

これ以上、県民を基地あるがゆえの恐怖にさらすことがあってはならず、米軍及び日米両政府においては、事態が一向に改善されない現状を危機感をもって受けとめ、県民の懸念の払拭に向け速やかに全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本村議会は、村民の生命・財産を守る立場から、相次ぐ米軍機の事故等に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 全米軍機の安全点検を行い、実効性のある再発防止策を講じること。
- 2 事故原因が明らかになるまで普天間基地に所属する米軍機全機の訓練を中止すること。
- 3 民間地、観光地上空での米軍機の飛行を直ちに中止すること。
- 4 在沖米軍基地を整理縮小・撤去すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、決議する。

平成30年1月29日

沖縄県座間味村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事

日程第9. 発議第2号 相次ぐ米軍機の事故等に関する意見書についてを議題とします。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号 相次ぐ米軍機の事故等に関する意見書については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって発議第2号 相次ぐ米軍機の事故等に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

発議第2号

平成30年1月29日

座間味村議会

議長 宮里祐司 殿

提出者 座間味村議会
議員 宮平清志
賛成者 座間味村議会
議員 宮平譲治

相次ぐ米軍機の事故等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

相次ぐ米軍機の事故等に関する意見書

今年1月6日午後4時ごろ、米軍普天間飛行場所属のUH1Yヘリコプターが、うるま市与那城伊計の海岸に不時着、現場は地元住民や漁業従事者が日常的に利用している場所で民家も近く、付近には石油貯蔵施設が所在し、一步間違えば大惨事になり兼ねない。

また、2日後の1月8日午後4時45分ごろには、同飛行場所属のAH1Z攻撃ヘリコプターが読谷村儀間の一般廃棄物最終処分場の敷地内に不時着する事故が発生し、現場は民家や大型リゾートホテルに近接していることから地域住民をはじめ訪れる多くの観光客に不安を与えると共に、観光地としてのイメージダウンに繋がる事は言うまでもない。同じ観光地として本村も決して対岸の火事として見過ごす事は出来ない。

さらに1月23日午後8時ごろ、本村から西に20kmの位置にある渡名喜村において、米軍普天間飛行場所属のAH1Z攻撃ヘリコプターが急患搬送用ヘリポートに不時着した。現場は村立幼稚園、小・中学校から約300メートルしか離れておらず、一步間違えれば人命を脅かしかねない重大な事故に繋がる恐れが

あった事から、地元住民をはじめ、隣村である本村住民に与えた衝撃は計り知れない。

本村議会では、米軍機の事故等に対しこれまで幾度も再発防止を強く要請してきたところであり、昨年12月13日に発生したCH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関しては、米軍の安全管理体制等について厳しく指摘するとともに、保育園、学校、病院、住宅などの民間地上空での普天間飛行場所属の米軍機の飛行・訓練の中止を強く求めたばかりである。それにもかかわらず、またしてもこのような事態が発生したことは人命にかかわる重大事故につながりかねないものであり、強い憤りを禁じ得ないことから、在沖米海兵隊の撤退を求める声が多い。

これ以上、県民を基地あるがゆえの恐怖にさらすことがあってはならず、米軍及び日米両政府においては、事態が一向に改善されない現状を危機感をもって受けとめ、県民の懸念の払拭に向け速やかに全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本村議会は、村民の生命・財産を守る立場から、相次ぐ米軍機の事故等に対し厳重に抗論するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 全米軍機の安全点検を行い、実効性のある再発防止策を講じること。
- 2 事故原因が明らかになるまで普天間基地に所属する米軍機全機の訓練を中止すること。
- 3 民間地、観光地上空での米軍機の飛行を直ちに中止すること。
- 4 在沖米軍基地を整理縮小・撤去すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年1月29日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄特命全権大使 沖縄防衛大臣

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成30年第1回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午後1時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 中 村 勇